

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和3年3月23日（火）

（案件名）

- ・ 公営競技を行うことができる市町村の指定について（決裁案件）  
（根拠条文については、資料2・3ページ参照）

自治財政局 地方債課  
南里課長補佐（内23394）

# 公営競技の施行団体(市町村)の指定について

## 1 施行者となるための要件

### 各競技法の規定

都道府県: 指定不要

市町村: 財政上の必要等を考慮して総務大臣が指定

※指定に当たっては、各競技の所管大臣(農水・経産・国交)と協議  
 ※指定に当たり、期限又は条件を付することができる  
 ※オートレースは、指定不要

原則2年間の期限を付して指定  
 (赤字団体は1年間)

## 2 今回の指定(大臣告示)

○ 申請に基づき46団体を指定(13施行者)

	今回指定団体			その他の施行団体				令和3年度 施行団体計
	1年 指定	2年 指定	昨年度 2年指定	①都道府県 (指定不要)	②オートレース (指定不要)	③指定期限の制定 以前に指定を 受けた市町村 (指定不要)		
競馬	10	8	2	27	11	—	—	48
競輪	12	1	11	0	6	—	37	55
オート	—	—	—	—	—	5	—	5
競艇	24	0	24	33	1	—	45	103
計	46	9	37	60	18	5	82	211

## (根拠条文) 各公営競技法の関連規定

### 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号) 抄

(趣旨)

第1条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

(競馬の施行)

第1条の2 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村(特別区を含む。以下同じ。)で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの(以下「指定市町村」という。)は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

- 一 著しく災害を受けた市町村
- 二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第2項の規定による指定には、条件を付することができる。

5・6 略

### 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号) 抄

(競輪の施行)

第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。

3 総務大臣は、指定市町村が1年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下「競輪」という。)を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略

## (根拠条文) 各公営競技法の関連規定

### モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号) 抄

(趣旨)

第1条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。

(競走の施行)

第2条 都道府県及び人口、財政等を考慮して総務大臣が指定する市町村(以下「施行者」という。)は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走(以下「競走」という。)を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することができる。

3 総務大臣は、第1項の規定により指定された市町村が1年以上引き続き競走を行わなかつたとき、又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、国土交通大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略

### (参考)小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号) 抄

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う小型自動車競走に関し規定するものとする。

(小型自動車競走の施行)

第3条 都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、都のすべての特別区の組織する組合及びその区域内に小型自動車競走場が存在する市町村(以下「小型自動車競走施行者」という。)は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。

2 略

## (参考) 令和3年度分の公営競技の施行団体(市町村)の経営状況等(R元)

指定期限については、原則として2年間。

(単位:百万円、%)

競技	施行団体 (構成市町村(数))	売上額	(対前年度 伸び率)	単年度収益	指定年数 (案)	(参考) 前回指定 年数
競馬	帯広市(1)	31,086	(27.2)	▲ 47	1年	1年
	岩手県競馬組合 (盛岡市、奥州市(2))	37,407	(19.4)	▲ 33,004	1年	1年
	埼玉県浦和競馬組合 (さいたま市(1))	56,285	(20.7)	3,681	2年	2年
	千葉県競馬組合 (船橋市、習志野市(2))	68,147	(16.4)	▲ 98	1年	2年
	神奈川県川崎競馬組合 (川崎市(1))	76,527	(8.0)	273	2年	2年
	愛知県競馬組合 (名古屋市、豊明市(2))	41,290	(17.8)	▲ 475	1年	1年
	佐賀県競馬組合 (鳥栖市(1))	31,362	(13.6)	▲ 41	1年	2年
競輪	取手市(1)	885	(9.4)	▲ 2	1年	2年
	東京都十一市競輪事業組合 (八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市(11))	16,485	(0.7)	39	6月までの 暫定指定	2年
ボートレース	東京都四市競艇事業組合 (小平市、日野市、東村山市、国分寺市(4))	5,075	(▲1.5)	263	2年	2年
	香川県中部広域競艇事業組合 (三豊市、宇多津町、琴平町、まんのう町(4))	9,610	(26.9)	51	2年	2年
	福岡県都市圏広域行政事業組合 (筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町(16))	3,517	(▲4.4)	75	2年	2年